

庄内学区 安全・安心ネットワーク規約

(名称及び拠点)

第1条 本会は、庄内学区安全・安心ネットワーク（以下ネットワークという）と称し、事務所は、会長宅に置く。

(組織及び会員)

第2条 本ネットワークは、別表1に掲げる庄内学区内の各種団体をもって組織し、代表者を会員とする。

(目的)

第3条 本ネットワークは、庄内学区内の防犯に係る活動を始め、防災等の地域の課題を解決するために庄内学区内に組織される各種団体が連携し、相互に情報を共有することで、自発的に一体となった活動を展開し、暮らしやすい安全・安心のまちづくりの推進を図る。

(事業)

第4条 本ネットワークは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防犯パトロールの実施
- (2) 防災会の活動
- (3) 不法投棄・落書き防止等の監視抑制活動
- (4) 学区児童登下校時の監視活動
- (5) 電子町内会による事業の啓発活動
- (6) その他、本ネットワークの目的を達成するための事業

(役員)

第5条 本ネットワークに次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 委 員 | 若干名 |
| (4) 庶 務 | 1名 |
| (5) 会 計 | 1名 |
| (6) 監 事 | 2名 |

2 役員は、総会で選任する。

3 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、ネットワークを代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 委員は、本ネットワークが実施する事業の円滑な運営を図る。
- (4) 庶務は、本ネットワークの会議の調整の他、他の役員に属しない事務を処理する。
- (5) 会計は、本ネットワークの会計事務を処理する。
- (6) 監事は、本ネットワークの会計を監査し、役員会及び総会に報告する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第7条 総会は、会員で構成し、必要に応じて会長が召集する。

2 総会の議長は、会長が務める。

3 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約の変更
- (4) 役員を選任
- (5) その他重要事項

(役員会)

第8条 役員会は、第2条第1項の役員で構成し、必要に応じて会長が召集する。

2 役員会の議長は、会長が務める。

3 役員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会で審議すべき事項
- (2) 総会で決定した事項の実施に関する事項
- (3) その他総会の決定を要しない事項

(総会及び役員会の成立及び表決)

第9条 総会及び役員会は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のとき、議長の決するところによる。

(専門部会)

第10条 会長は、事業を円滑に実施するために必要と認めるときは、学校部会等の専門部会を設置することができる。

2 専門部会の構成員は、役員会で決定し、専門部会構成員の互選により専門部会長を選任する。

3 専門部会は、必要に応じて専門部会長が召集する。

4 専門部会は、円滑に事業を実施するための専門的事項を審議決定する。

(経費)

第11条 本ネットワークの経費は、助成金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第12条 本ネットワークの会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(その他)

第13条 その他、この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則 この規約は、平成18年7月16日から施行する。

この規約は、平成20年4月20日から改正施行する。